

ヒンクマル 『教会と礼拝堂について』をめぐる研究史 —— 私有教会概念からの脱却 ——

The History of Study on Hincmar's "*Collectio de ecclesiis et capellis*" :
Departure from the idea of *Eigenkirchenwesen*

小澤 雄太郎

OZAWA Yutaro

はじめに

本稿では、ランス大司教ヒンクマル（在位：845-882）の著作『教会と礼拝堂について』（857年または858年）について検討する¹。とりわけ本稿が目指すのは、この文書に関する研究史の整理である。この著作の一般的説明は1章に譲ることにするが、この文書は19世紀以来様々な研究者により扱われてきて、その理解は研究者によって大きく異なっている。ここで取り上げるのはウールリッヒ・シュトゥッツ、ヴィルフリート・ハルトマン、マルティナ・シュトラートマン、ジャン・ドゥヴィッス、スーザン・ウッド、カリーヌ・ファン・レイン、最後にシュテフェン・パッツォルトである。

後に詳しく述べるように、この文書の研究史は私有教会概念と密接に関連している。シュトゥッツが初めて私有教会概念と『教会と礼拝堂について』との関連性を提唱すると、後の研究者たちもその見解を踏襲してきた。しかし近年、私有教会概念と切り離してこの文書を理解しようという立場も現れている。私有教会という概念そのものを疑問視する研究者も現れた。それに伴って、『教会と礼拝堂について』に与えられる意義も変化してきた。『教会と礼拝堂について』に関するサーヴェイを行うことを通じて、同時に中世ヨーロッパ研究のより大きなトレンドをも明るみに出すことが、本稿の狙いである。

1 ヒンクマルと著書『教会と礼拝堂について』の概説

1) 著者ヒンクマルについて

まずこの文書の著者であるヒンクマルについて、一般的理解を共有する必要がある。ヒンクマルはランス大司教であり、西フランク王国の政治に強く関与したことで知られる²。一般に初期中世においては聖職者が政治に関与することは珍しくなく、官房（カンケラリウス）や軍事力の供給源となった。もっとも近年では国王と聖職者、ないし国王と俗人有力者の協力

¹ Hinkmar von Reims, *Collectio de ecclesiis et capellis*, 1990.

² ヒンクマルに関する研究文献は枚挙に暇がない。さしあたり Heinrich Schrörs (1967) (ただし初版は1884年), Jean Devisse (1975-1976) および、最近 Rachel Stone と Charles West が編集した論文集 Stone and West (2015) が有益である。Schrörs (1967) と Devisse (1975-1976) はやや古いものの、現在でも参照される最重要文献である。

関係により王国支配が成り立っていたという見解が一般的となっており、事実上の聖職者による支配という旧来のモデルには疑問符が投げかけられている。いずれにせよ、聖職者が政治に関与したこと、そしてヒンクマールが西フランク国王シャルル禿頭王（在位：840-877）の政治に対して極めて強い影響を及ぼしたことに、異論の余地はない。

ヒンクマールは政治のみならず聖界の問題、とりわけランス教会財産の管理に強い関心を寄せてきた。それに関する膨大な文書があったことも知られる。このテーマに関する書簡の多くは散逸しており、存在と内容梗概が10世紀の人物フロドアルドの主著『ランス教会史』により知られるのみである³。残念なことに、完全な形で伝承しているランス教会財産を扱った書簡は1通もない。とはいえ書簡以外の文書（教会会議録など）からヒンクマールの教会財産問題への関心の高さを見出すのは容易である。本稿で扱う『教会と礼拝堂について』も、聖界財産問題を扱った史料の1つと言える。

2) 『教会と礼拝堂について』について

まず、この文書の写本および編纂プロセスについて見ていく⁴。写本は2つあり、1つはLeiden, Bibliothek der Rijksuniversiteit, BPL 141（以下ライデン写本）、もう1つはFlorenz, Biblioteca Nazionale Centrale, Conventi soppressi（以下フィレンツェ写本）である。ライデン写本は恐らくフランキスクス・ナンシウス(1525-1595)により編纂されたとされる。この写本は4つの部分からなり、そのうちfols. 3-30の部分が『教会と礼拝堂について』である。フィレンツェ写本は12世紀に作られたもので、アルデンヌのサン・テュベール修道院に見出された。この写本のfols. 66^r-80^vの部分が『教会と礼拝堂について』にあたる。なお、ライデン写本には書き間違いがいくつかある⁵。

ヴィルヘルム・グントラッハはライデン写本をベースに1889年に初めてこの史料を刊行した⁶。1892年のアウグストゥス・ガウデンツィ論文はフィレンツェ写本を参照して、ライデン写本との比較を可能にした⁷。1939年になると、MGHのEpistolaeにも『教会と礼拝堂について』が収録された⁸。ただし、この長大な文書のごく一部が収録されたにすぎず、この文書を扱う研究者は専らグントラッハ版に依拠してきた。1990年にシュトラートマンが新しい校訂版を編纂してからは、管見の限り全ての研究者はシュトラートマン版に依拠している。

続いてこの文書の内容を見ていく。この文書の理解は研究者により異なるが、最低限一致している部分も少なからずあるので、それを確認していく。議論が一部前後するが、ここでシュトラートマンの史料解題に部分的に触れざるを得ない。編者シュトラートマンはこの文書を、内容や形式を基準に3つの部分に分けている。すなわち、私有教会問題を扱った第1部、司教のあるべき姿を描いた第2部、聖書や教父からの引用を大量に含む第3部である。この区分自体がシュトラートマンの理解を反映しているが、後述のファン・レインやパッツォルトからも高く評価されており、また筆者もこの見解に部分的に賛成するので、ここでもこの区分を用いていく。

³ フロドアルドについての研究は膨大であるが、さしあたり Michel Sot (1993)が重要である。

⁴ *Collectio de ecclesiis et capellis*, S. 31-35.

⁵ *Collectio de ecclesiis et capellis*, S. 35 にいくつか例が挙げられている。

⁶ Wilhelm Gundlach (1889).

⁷ Augustus Gaudenzi (1892).

⁸ Ernst Perels (1985) S. 52-55. ただし初版は1939年。

執筆の動機はこの文書の冒頭部分に記されている。ソワソン司教ロタド（在位：832-862, 865-869）とトロワ司教プルデンティウス（在位：846頃-861）がヒンクマルの意に沿わない行動を取った。文書によれば、ロタドはアデロルドという聖職者が管轄する教区を分割し、その地に新たな教会を作った。これによって新設教会が十分の一税などの徴収権を獲得した。プルデンティウスは教区内の教会を壊して、同じ場所に新たな教会を建てた。西フランク王であるシャルル禿頭王が、この行いが教会法的に認められるかどうかについての意見書の執筆をヒンクマルに依頼したので、ヒンクマルはこの書物を記すに至った、という旨が記されている。ヒンクマルはアデロルドを擁護し、ロタドとプルデンティウスを批判する立場を取った。ロタドは自らの行動を正当化するため、教会の数が不十分だから増設した旨を主張した⁹。またロタドとプルデンティウスは、トレドとオルレアンで行われた古い教会会議の記録を引き合いに出して自己を正当化したという。オルレアンの会議録は、あらゆる教会はその地の司教の権力下に入るべきことを、トレドの会議録は司教の命令権と権力がその教区において有効であることを規定している¹⁰。しかし、ヒンクマルによればこれらの正当化は間違っている。まず教会の増設によって既存の教会が権利や既得権益を制限されることがあってはならないので、増設が必要であれば、既存の教会に従属する形で礼拝堂を新設するべきである。教会の下にはキリスト教徒の遺体が眠っているので、教会の場所をむやみに動かしてはならない¹¹。また教会法はあくまで司教の支配権を規定したものにすぎず、教会に対する財産的権利を認めるものではないと述べている。

第2部は形式が一転して、Utという単語から始まる文がいくつも列挙される。すなわち、「次のことをする（しない）ように」という訓戒の文が羅列される。内容は司教の生活態度や日頃の行いである。また下級聖職者からの搾取を禁じる文言も見出される。このような形式について、シュトラートマンは「司教カピトゥラリアと類似した形式」¹²と評している。

第3部は聖書や教父グレゴリウス1世などからの引用が大半を占めており、第2部に引き続き聖職者は下級聖職者から搾取をしてはならないことが論じられる¹³。

なお、2つの写本ともに改行があり、改行される場所は写本によって異なる。その改行は、シュトラートマンによる区分と一致する部分もあるが、そうでない部分もある。もとより、ヒンクマルによる改行と写本作成者による改行が一致しているか、そもそもヒンクマルが改行をしたかは分かっていない¹⁴。

2 私有教会概念との関連性を指摘した諸研究

2章と3章では、各々の研究者が『教会と礼拝堂について』をどのように理解してきたかを見ていく。この文書に対する理解には、大きく分けて2種類の立場がある。1つは私有教会概念との関連でこの文書を分析する立場、もう1つは私有教会概念との関連性を否定する立場で

⁹ *Collectio de ecclesiis et capellis*, S. 75.

¹⁰ *Collectio de ecclesiis et capellis*, S. 76.

¹¹ *Collectio de ecclesiis et capellis*, S. 82.

¹² *Collectio de ecclesiis et capellis*, S. 16.

¹³ この史料は第3部に限らず膨大な引用を含む。引用の出典についてはシュトラートマンの校訂版でリストアップされている。*Collectio de ecclesiis et capellis*, S. 131-134.

¹⁴ 写本の改行位置については、*Collectio de ecclesiis et capellis*, S. 15-17 を参照。

ある。本章では、この文書のテーマを私有教会概念と結びつけて理解した研究を紹介する。

1) ウールリッヒ・シュトゥッツ

シュトゥッツは本稿で取り上げる研究者の中でも、圧倒的に古い世代に属する。にもかかわらずシュトゥッツを取り上げるのは、この文書に関する研究史はシュトゥッツの影響なしに説明できないからである。

19世紀のスイス出身の教会法学者シュトゥッツは、私有教会Eigenkircheの語を初めて用いた人物である。私有教会とはシュトゥッツがその主著『私有教会——中世的・ゲルマン的教会法の要素——』で初めて概念化したものである¹⁵。シュトゥッツは私有教会を次のように説明する。

ある富裕なゲルマン人の持っている土地の上に1つの教会が立っている。それは法人ではない、すなわち法主体ではない。つまりそれは物なのである。しかしそれは特別財産の中心をなしている。その全体の中心は祭壇の敷地であって、その敷地は祝別の際に引き渡されることなくグルントヘルに所有に属するままである。その敷地の上には聖人の聖遺物をもった祭壇が立てられている。そしてこの聖人の名がその教会の商号とされ、その商号の下にグルントヘルは教会財産の所有者として立ち現われ、教会財産の取り引きに参加することになるのである¹⁶。

この説明によれば、グルントヘル、したがって俗人が所有する教会を私有教会という。また、私有教会を『プロテスタント神学と教会の百科事典』においてシュトゥッツ自身が次のように説明している。

私人の所有権——より正確に言えば、私的支配権(Eigenherrschaft)の下に置かれた教会堂で、その支配権から、財産法上の処分権のみならず、聖職に関するまったく指導権が生ずるものを言う¹⁷。

私有教会を所有したグルントヘルは、十分の一税をはじめとする教会特権や聖職者の任免権を行使した。私有教会所有者が具体的にどのような権利を行使したかは、紙幅の都合上ここで述べることはできないが、シュトゥッツが詳しく述べているとおりである¹⁸。シュトゥッツはこの私有教会制度の起源は「ゲルマン的な家父の司祭職に遡る」¹⁹と考えている。この見解に

¹⁵ Ulrich Stutz (1955) (ただし初版は1894年)。以下、本稿では邦訳(ウールリッヒ・シュトゥッツ(1967))をベースに参照・引用を行う。なお、シュトゥッツ(1967)には「私有教会——中世的・ゲルマン的教会法の要素——」の他、「教会法史——1905年1月27日ボンダイ学大講堂における祝日記念講演——」というシュトゥッツの別の講演録の邦訳も収録されているが、本稿の議論とは直接関わらない。よって本稿では、シュトゥッツ(1967)は専ら「私有教会——中世的・ゲルマン的教会法の要素——」のことを指すものとする。

¹⁶ シュトゥッツ(1967)18頁。

¹⁷ Herzog (1968-1971) Bd.23, S. 364. シュトゥッツ(1967)の訳者による解説部分に、この邦訳が掲載されている。シュトゥッツ(1967)202頁。

¹⁸ シュトゥッツ(1967)28-36頁。

¹⁹ シュトゥッツ(1967)21頁。

対しては、アルフォンス・ドブシュをはじめとする多くの研究者に反対意見が唱えられ、現在ではゲルマン起源説の支持者はほとんどいない²⁰。私有教会の起源の問題は本稿の主題から外れるため、これ以上詳しくは触れない²¹。我が国では吉田道也により私有教会制度が紹介された²²。山田欣吾は1992年の論文で、9世紀においてこの私有教会がどう展開したかを詳細に論じた²³。

以下、シュトゥッツがヒンクマールの著書『教会と礼拝堂について』をどのように理解しているかを見ていく。一言で言えば、ヒンクマールは私有教会制度の支持者であったというのが、シュトゥッツの主張である。シュトゥッツは、ヒンクマールの『教会と礼拝堂について』を典拠に、次のように述べる。

ランスのヒンクマールはフランク時代の教会法に関する最もすぐれた識者であると同時に最も稔り多い著述の作家であったが、彼は教会と礼拝堂に関するある書物〔『教会と礼拝堂について』〕……の中で、グルントヘルの側からの教会の不法な侵害と貪欲な搾取とをひたすら斥けている。ところが彼は、私有教会法それ自体——それはカロリング朝立法によって形成された形態においてではあるが——は断乎として擁護しており、彼みずからが私有教会理念と私有教会法の構成とにおいて全く支配されているのである²⁴。

すなわちシュトゥッツは、ヒンクマールを私有教会制度の擁護者と理解している。ただし、シュトゥッツが最も強く主張する点はヒンクマールの立場そのものではない。それは上で引用した部分の直後の文言から窺われる。

彼〔ヒンクマール〕は正にこの点でも、その他多くの問題についても、ゲルマン的教会法の立場を代表している。ゲルマン的教会法は彼の時代に正に極勢に達し、彼はその最大の証人なのである²⁵。

9世紀のフランク世界において、本来ゲルマン的制度であった私有教会制度が浸透しており、本来的にゲルマン的諸制度と無縁なはずのヒンクマールがゲルマン的教会法の理念に支配されている、という主張である。シュトゥッツは『教会と礼拝堂について』を私有教会概念との関連で読み解いたというよりは、私有教会が9世紀時点で浸透していたことを示すためにこの史料を引き合いに出していた。

しかし、ここで直ちに疑問が生じる。「フランク時代の教会法に関する最もすぐれた識者であると同時に最も稔り多い著述の作家」²⁶であるヒンクマールが私有教会問題へ関心を寄せい

²⁰ Alfons Dopsch (1918-1920). 特に邦訳の2巻3章「教会」、657-755頁を参照。

²¹ Steffen Patzold (2007) S. 229-231は、ゲルマン起源説がどのように支持を失ったかを論じている。また阪西(1993)はゲルマン起源説を説得的に否定している。

²² 吉田道也(1949)。

²³ 山田欣吾(1992), 140-151頁。山田は当時の唯一の租税であった十分の一税が私有教会を有する領主により私物化されたことを論じている。

²⁴ シュトゥッツ(1967) 27-28頁。

²⁵ シュトゥッツ(1967) 28頁。

²⁶ シュトゥッツ(1967) 27頁。

ていた根拠は、この文書以外にないのか、という点である。後述のハルトマンはいくつかの史料を挙げているものの、シュトゥッツはこの文書以外に言及していない。挙げるべき他の文書の存在をシュトゥッツが認知していなかったのか、それとも認知していたが言及しなかったのかは分からない。いずれにせよ「彼みずからが私有教会理念と私有教会法の構成とにおいて全く支配されている」²⁷と断言するには、根拠が乏しいようにも思われる。

にもかかわらず、後世の研究者——少なくとも本稿で取り上げている研究者——はこの文書を扱うとき、ほぼ例外なくシュトゥッツの先行研究を参照している。それほどまでに、シュトゥッツの見解は後の学者に大きな影響を与えたのである。

2) ヴィルフリート・ハルトマン

次にハルトマンの論文「地方教会の法的立場：7世紀から9世紀のフランク王国法における私有教会」を見ていく²⁸。ハルトマンは基本的にシュトゥッツの理解をそのままの形で理解している。すなわち、『教会と礼拝堂について』を断りなしに私有教会と結びつけている。ハルトマンは、「プルデンティウスによる、私有教会およびその建設に反対する行動について、我々はヒンクマルの著作から知ることができる」²⁹という。ハルトマンはこの文書を、プルデンティウスの私有教会にまつわる行動についての書物と理解しており、シュトゥッツによるこの史料の理解をほぼ無批判に受け入れている。さらにハルトマンは、ヒンクマルが書き残した他の史料と前述のフロドアルドの『ランス教会史』を参照して、ヒンクマルが私有教会制度の擁護者だったと主張している。

3) マルティナ・シュトラートマン

『教会と礼拝堂について』の編纂者でもあるシュトラートマンは、当該刊本の史料解題においてこの文書の内容や性質に詳しく言及している³⁰。ここでは文書の内容に絞って言及する。

先に述べたように、シュトラートマンによる校訂版では、その内容と形式に応じて短い序文と第1部、第2部、第3部に分けられている³¹。『教会と礼拝堂について』の冒頭部分で、この文書の執筆動機について言及される。ロタドとプルデンティウスの行いが良いのかどうかをシャルル禿頭王に問われたため、ヒンクマルはこの文書を執筆したという。その後、古い教会に関するいくつかの規定が列挙される。すなわち、①司教の管轄司教区全体に対する自由裁量権、②司教の監督下における聖職者の教区への自由裁量権、③教区の厳密な境界、④聖職者の任免、⑤聖体移転の禁止、⑥司教の管轄司教区内での権力行使、⑦聖職者間の対立時の裁判権、である。

その後、新設の教会や礼拝堂に関する規定が列挙される。ここでは、新しい教会が既存の教会の既得権益を侵すことがないように、注意が促される。ヒンクマルは、新しい教会を古い教会に従属する形で建設することには積極的である。また、古い教会が機能しなくなったならば、可能な限り修理するよう試みるべきことを主張する。その後、新しい教会の設置、相続財産の分割、建物の扱い、聖職者による十分の一税の給付と任免権、といった問題が扱われる。

²⁷ シュトゥッツ (1967) 28 頁。

²⁸ Wilfried Hartmann (1982).

²⁹ Hartmann (1982) S. 424.

³⁰ *Collectio de ecclesiis et capellis*, S. 7-59.

³¹ *Collectio de ecclesiis et capellis*, S. 15-17.

総じてヒンクマールは私有教会には賛成しており、私有教会主には教会への義務履行と奉仕を求めている。他方で司教の自由裁量権の問題も扱っていて、いわば私有教会所有者との権力のバランスをとっているとシュトラートマンは評価する。

第2部は内容が一転して、シュトラートマンが本来のテーマと考える私有教会問題が扱われなくなる。第2部は内容も形式も司教カピトゥラリアと類似しており、内容的には聖職者らの生活態度、専門的知識、聖務遂行の義務について述べられる。また、聖職者の貪欲や搾取を警告している。形式は前述のとおり司教カピトゥラリアと類似している。

第3部では、第2部に引き続き聖職者の貪欲と搾取に反対する。そしてアウグスティヌス、グレゴリウス1世などの教父の文言や『新約聖書』からの長大な引用により、聖職者のあるべき姿について論じている³²。

この史料の第2部と第3部はいずれも私有教会問題に触れておらず、シュトラートマンはこれを脱線と理解している³³。その意味ではシュトラートマンはシュトゥッツの見解を引き継いでいるとも言えるが、シュトゥッツを超えた部分もあると筆者は考える。ここでは筆者が特に注目すべきと考える点を2つ紹介する。第1に、シュトゥッツやハルトマンは専ら私有教会との関連のみにおいてこの文書を理解しているが、シュトラートマンは内容が多岐にわたることに言及している。先に列挙したとおり、史料の第1部においては私有教会問題と直接関係のない話題がいくつも含まれており、さらに第2部と第3部に至っては脱線していくのである³⁴。この文書が私有教会以外の事柄にも言及しているということを指摘している点は、注目に値する。第2に、私有教会の是非を話題にしていないことを明言している。同時代人は私有教会が存在することを既成事実として認めていたので、私有教会そのものの存在を問うのではなく、私有教会とどう付き合っていくべきかを論じている、とシュトラートマンは説明する³⁵。この理解は後述のファン・レインにも高く評価されている³⁶。

3 私有教会概念との関連性を想定しない諸研究

他方、私有教会概念と結びつけずにこの文書を論ずる学者もいた。彼らはこの文書の執筆意図を直接文書の文言から見出した。すなわち彼らは、ヒンクマールがロタドとブルデンティウスを非難したのは、彼らが私有教会にまつわる問題を起こしたからではなく、教区を分割したからである、という立場を取っている。本節では、このような見解を示す研究を見ていく。

1) ジャン・ドゥヴィッス

ドゥヴィッスはヒンクマール研究の泰斗であり、1000ページ以上にわたるヒンクマールに関する書物『ランス大司教ヒンクマール、845-882年』を執筆している。この研究書は既に40年以上前の著作でありながら、現在でも必ず参照される文献の1つである。本稿でも、その研

³² この著作の中で引用されている史料は、*Collectio de ecclesiis et capellis*, S. 131-134 を参照。

³³ 「第2部と第3部は、第1部と比べてこの文書の本来のテーマがあまり扱われなくなる。」*Collectio de ecclesiis et capellis*, S. 17.

³⁴ *Collectio de ecclesiis et capellis*, S. 17.

³⁵ *Collectio de ecclesiis et capellis*, S. 9-11.

³⁶ Carine van Rhijn (2007) pp. 166-167.

究文献の『教会と礼拝堂について』を扱った箇所を参照する³⁷。ドゥヴィッスにおける『教会と礼拝堂について』の位置付けは、次に引用する一文に示されている。「ピンクマールの管轄する教区、さらにはそれ以外の領域において、我々が小教区教会と呼ぶ地方教会の問題ほど、彼の関心を惹いた問題は他にないように思われる」³⁸。ドゥヴィッスはこの文書の結論を次の2点に要約している。第1に、司教は私有という形で財産の所有をすることはできないが、共同体の利益のためであればその財産を使ってもよいこと、第2に、現在の地方小教区の境界は古い制度に由来するので動かさないこと、である。また、教会の下にはキリスト教徒の遺体が眠っているので、安易に教区を変えたり教会を移動させたりできないことにも触れる。このように、ドゥヴィッスも教区の境界線を恣意的に動かすことはできないことを、要点としておさえている。また真の教会であるためには聖遺物が必要で、ランスの教区における新たな小教区の増設の抑制の理由をここに見出すべきである、と述べている。

しかしながらピンクマールは、キリスト教の信者が増えているため、教会の増設それ自体は推進されるべきだともいう。彼は、信仰のためであれば、古い教会の既得権益を侵さない限りにおいては建設を容認しており、その手段として既存の教会に従属する礼拝堂を建設することを推奨している。さらにドゥヴィッスは、「この文書で重要な点は、所有の理論そのものよりも教会収入が定常的に保証される安定性」³⁹だと述べている。すなわちドゥヴィッスは1975年の段階で、この史料が私有教会概念を問題としていないことを把握していたことになる。

ドゥヴィッスは『教会と礼拝堂について』で話題になる論点を他にも多数紹介しているが、興味深いことにシュトゥッツを引用・参照している部分が全くない。私有教会概念とこの史料が無関係であると判断していたからこそ、シュトゥッツを参照していなかったのであろう。

2) スーザン・ウッド

ウッドは2006年に私有教会に関する大著『西洋中世における私有教会』を執筆した⁴⁰。タイトルに私有教会を意味するproprietary churchという用語が使われているが、『教会と礼拝堂について』を私有教会および私有教会概念との関連で分析しているわけではない。むしろ、『教会と礼拝堂について』の本題を捉えようとしている。この姿勢は、次に引用する部分からも窺うことができる。「シュトゥッツはこの議論および文書についての（正確というよりは）長大な分析を与えている。便利ではあるが、ピンクマールのオリジナルではない構造を与えている」⁴¹。文書に忠実な理解に専念しようというウッドの意志を、この部分に見出すことができる。

ウッドによれば、この文書で扱われている内容は領主が教会に対して行使しうる権利である。以下詳しく見ていく。「この文書は（最初は）聖職者と古い教区の権利を扱っているが、後に教会に対する俗人の支配権dominiumの保護へとシフトする。（ピンクマールは）これを正当化するのではなく、教会法との融和を図っている」⁴²。この書き出しから明らかのように、この史料を俗人の教会に対する権利を扱っていると認識している。ウッドはこの文書の中心的

³⁷ Jean Devisse (1975-1976). 特に Tome II, pp. 827-846 を参照。

³⁸ Devisse (1975) p. 829.

³⁹ Devisse (1975) p. 836.

⁴⁰ Susan Wood (2006). 特に pp. 804-812 を参照。

⁴¹ Wood (2006) p. 804, 脚注3。なお、ここでウッドが想定するシュトゥッツの書物とはStutz (1961) S. 286-295（初版は1892-1893年）のことだが、シュトゥッツ(1967)と理解の方向性は変わらない。

⁴² Wood (2006) p. 804.

なテーマを、教会法により司教に与えられた権利・権力 potestas がどのように理解されるべきかである、と論じる。

ロタドとプルデンティウスの行いを戒める内容が含まれるとはいえ、ヒンクマールは司教の権利を制限しているばかりか認めている部分もある。他方、教会所有者の権利を熱心に保証しているのも確かである。教会所有者の権利は流布して、教会を創設、相続、獲得した人がこの権利を行使しうる、とヒンクマールは考えていた。こうした教会に対する権利は、法的規範のみならず伝統に規定される部分もあるので、司教の権利といかに両立可能かを議論している⁴³。

最後にウッドは執筆動機に触れる。この文書の執筆動機はランスの私有教会を守ることだったとは言えない、とウッドは主張する。むしろ、シャルル禿頭王が教会財産の世俗化への批判をしていたことが執筆動機に関与していたことを指摘している。すなわちウッドは、この文書がシャルル禿頭王の依頼に応じて執筆されたというヒンクマールの文言を、特に批判せずに受容している⁴⁴。

以上のように、ウッドは教会所有者の権利の容認と制限、司教の権利の範囲という2つの内容をこの文書に見出している。総じて、文書の内容を忠実に辿り、シュトゥッツの見解から脱却しようという態度が、ウッドの研究文献に窺われるように思われる。

3) カリーヌ・ファン・レイン

次に紹介するファン・レインの2007年の研究文献『神に仕える指導者。カロリング期における聖職者と司教の掟』は、カロリング期におけるキリスト教の浸透過程を主たる研究対象としている⁴⁵。ファン・レインは私有教会概念についての議論から始める。ファン・レインによれば、俗人による教会所有の問題をいわゆる私有教会問題のみから検討するのは不適切である。シュトゥッツは私有教会を通じて俗人が十分の一税などの財産を獲得する構造に焦点を当てていたが、ファン・レインはこれに加え、教会に対する司法権の持ち主は誰かという視点こそ注目されるべきであるという⁴⁶。司教の権力を強固にする上で、私有教会問題は重要だった⁴⁷。すなわち、聖職者に十分の一税をもたらすのも、地方聖職者の任命を通じて司教と地方聖職者間のネットワークを形成するのも、教会だった。ヒンクマールも自身が管轄する教会を多く所持しており、かなりの利益を享受していたことが推測されるので、ヒンクマールは自分よりも低い地位の司教らにそれを譲渡しようとは考えなかったと思われる。それらの教会を通じて支配圏の監視などを行っていたので、たとえそれが地方の司教の利益を犠牲にして俗人に利益をもたらそうとも、私有教会そのものを否定することはなかった。

ファン・レインは『教会と礼拝堂について』を教会に対する司法権問題という文脈で扱って

⁴³ Wood (2006) p. 808.

⁴⁴ Wood (2006) p. 810.

⁴⁵ van Rhijn (2007). 特に pp. 165-170 を参照。

⁴⁶ van Rhijn (2007) p. 166.

⁴⁷ ここでいう私有教会とは、聖職者が所有する教会を指している。シュトゥッツによる私有教会の定義に従うなら、俗人ではないヒンクマールは私有教会の所有者になりえない。しかしファン・レインは、私有教会を俗人と聖職者の対立関係で捉えることを拒絶しているので、俗人であれ聖職者であれ、誰か個人が所有している教会という意味でこの言葉を用いているように思われる。これに関する詳細な説明は van Rhijn (2007) には見出されない。

いる。ファン・レインも最初に執筆動機について触れる。「この文書の主な執筆動機の1つは、プルデンティウスが守った慣習である。彼は既存の古い私有教会Eigenkircheを破壊することで司教の権力の下に置き、その後同じ場所に新たな教会を建設したのである」⁴⁸。これに対してヒンクマルは、古い教会は可能な限り修理をすべきであるといい、それが洪水などの理由で不可能ならできるだけ近い場所に新設すべきだと主張する点に触れる⁴⁹。ここでファン・レインが注目しているのはプルデンティウスが教会への司法上の権利を得ようとしたことである。すなわち、誰かが所有している教会に対する司法上の権利は、当該教会の持ち主に帰属してしまう。いわば私有教会領主から司法上の権利を奪い取るためにプルデンティウスはその教会を壊した、とファン・レインは理解している。従来研究者は私有教会を所有することの目的を専ら経済的利害関心で検討してきたため、このような視点を持ち得なかったと言える。ファン・レインはさらにこの文書について説明するが、先に見た一般的理解とさほど変わらない。むしろファン・レインの関心は『教会と礼拝堂について』の第2部および第3部にある。そもそもファン・レインは『教会と礼拝堂について』を扱った節を「騒動の時代における聖職者の理想：850-875」という章に位置づけている⁵⁰。聖職者のあるべき姿を描いた文書がカロリング期の他の著述家によっても記されており、この書物においてはその1つの事例としてヒンクマルが取り上げられている⁵¹。『教会と礼拝堂について』の第2部と第3部が下級聖職者を平然と奴隷のように扱う司教を戒めている点を、ファン・レインは比較的詳細に紹介している。

4) シュテフェン・パッツォルト

最後にパッツォルトの論文「教区の領域の形成？カロリング王国における私有教会概念と司教の権力の及ぶ範囲について」を紹介する⁵²。パッツォルトの見解の特色の1つは、『教会と礼拝堂について』が私有教会問題を直接扱った文書ではないことを強調している点に認められる⁵³。パッツォルトによれば、執筆動機それ自体は私有教会と関連しているものの、その内容は私有教会そのものを問うものではない。この文書の第1部のテーマは、司教がどの程度教区分割の権利を有するかである。第2部、第3部は議論をより一般化して、司教の権利や使命というテーマへと発展していく。史料の第3部冒頭の文、「これこそが、教区教会に対する司教の定めと権利である」が、まさにこの論文の主題だという⁵⁴。シュトラートマンは、この書物のテーマが私有教会であり、第2部以降は脱線していくと説明したが、パッツォルトは一貫したテーマがあると考えた⁵⁵。パッツォルトによれば、そのテーマは司教の持ちうる権力についてである。そもそも、1つの史料である以上、一貫したメッセージがあると考えても間違いではなからう。パッツォルトは内容の多様性よりも一貫性に注目したといえよう。

パッツォルトは最初に、シュトゥッツ以来の私有教会に関する研究史を整理する。特にドイ

⁴⁸ van Rhijn (2007) p. 167.

⁴⁹ *Collectio de ecclesiis et capellis*, S. 82-83.

⁵⁰ van Rhijn (2007) pp. 139-170.

⁵¹ 他の著述家については van Rhijn (2007) p. 147 を参照。

⁵² Patzold (2007).

⁵³ パッツォルトによるこの史料の理解については、Patzold (2007) S. 242-245 を参照。

⁵⁴ Patzold (2007) S. 240; *Collectio de ecclesiis et capellis*, S. 112. "Haec est ordinatio et potestas episcopi de parrochianis ecclesiis."

⁵⁵ Patzold (2007), S. 232 において、シュトラートマンの理解が紹介される。その上で Patzold (2007), S. 233 において、一貫したテーマとパッツォルトが考えるものが紹介される。

ツ語論文を中心にサーヴェイを行い、私有教会と呼べるものがさほど多くなかったのではないか、という説が徐々に増えていくことを確認する⁵⁶。その上で、『教会と礼拝堂について』の内容を吟味し、先行研究が述べるようにこの史料が私有教会問題を扱っているのかを再検討する。最後の部分で、彼のこの文書に対する理解が3点に要約されている⁵⁷。

第1に、ヒンクマルが論じているのは司教の教会に対する権利がどの程度かということである。教会に「全き宗教的指導権」を行使できるのは、教会の所有者ではなく司教区の司教である。また教会収入は教会所有者の私物としてではなく、その教会の聖職者のために使われるべきことを説いている。そのため、教会を所有するという観念は確かにあったが、私有教会という概念の同時代性は再検討されなければならない。

第2に、ヒンクマルは司教が教区に対して行使しうる権力はどの範囲において有効かを明確化すべきだ、と主張する。既に見たように、司教は教区の境界を自由に変えることはできない。やむを得ない事情で新たな教会ができたとしても、古い教会の十分の一税徴収権などが制約されることがあってはならない。

第3に、ヒンクマルによれば、司教が持つ役割の中で、教区の境界や教区内部の構造に対する自由裁量権は全く重要ではない。むしろ重要な役目は、一般民衆の魂の救済のために聖職者が良い手本となることである。そのため、この文書の最後の部分が聖職者の禁欲を説いたグレゴリウス1世からの長大な引用で締めくくられるのも、合点がいくことである、という内容でパッツォルト論文は締めくくられる。

おわりに

本稿では『教会と礼拝堂について』をめぐる研究史を確認した。シュトウツはヒンクマルが私有教会を是認していると主張する論拠としてこの史料を取り上げたものの、その見解は最近の議論には耐えられなくなっていた。ウッドは『教会と礼拝堂について』において私有教会それ自体が問題になっていないと主張し、ファン・レインは私有教会概念の修正の必要性を唱え、パッツォルトに至ってはこの史料は私有教会問題を直接扱っていないと述べた。『教会と礼拝堂について』の理解が変遷した主要な理由は、私有教会概念の変化に認められるといえよう。

19世紀以来、私有教会制度は俗人が聖界財産を不当に奪う装置として機能したと考えられてきた。これは聖界と俗界が厳密に区分されていたという見方があったからこそ成り立つ考えである。近年では、聖俗を区分することが難しいことを指摘する研究者や、聖俗の協力による統治を主張する研究者が増えてきている⁵⁸。19世紀に生みだされた概念は、修正されつつある。

今後考えなければならない問題は、カロリング時代に私有教会という概念や、それと対をなす「公有の教会」という概念はあったのか、という点である。少なくとも『教会と礼拝堂について』において、「私有の教会」*propria ecclesia*やそれと同義の言葉は登場していない。本稿で取り上げた先行研究でも、私有教会*Eigenkirche*のラテン語表記がなされることはなかった。ということは、研究者が私有教会概念で捉えるような教会所有のあり方は、曖昧な形でしか理

⁵⁶ Patzold (2007) S. 229-231.

⁵⁷ Patzold (2007) S. 242-245.

⁵⁸ 例えばPatzold (2006)は、司教が王国政治にいかなる形で参与したかに触れている。

解されていなかった可能性がある。したがって、私有教会という概念そのものを同時代史料に見出せるかどうかは、再検討されるべき課題と言える。

[2017年2月2日レフェリーの審査を経て掲載決定]
(一橋大学大学院経済学研究科博士後期課程)

参考文献

一次史料

- Gaudenzi, Augustus, (hrsg.) "Hincmari Remensis Collectio de ecclesiis et capellis et Admonitio contra ecclesiaticarum rerum raptores et pauperum oppressores", in : Giovanni Battista Palmerio et al. (hrsg.) *Bibliotheca Iuridica Medii Aevi 2 : Scripta Anecdota Glossatorum*, Bononiae, 1892, S. 9-23.
- Gundlach, Wilhelm, "Zwei Schriften des Erzbischofs Hincmar von Reims", *Zeitschrift für Kirchengeschichte* 10 (1889), S. 258-310.
- Hinkmar von Reims, *Collectio de ecclesiis et capellis*, Martina Stratmann (hrsg.) (Monumenta Germaniae historica. Fontes iuris germanici antiqui in usum scholarum separatim editi ; 14) Hannover, 1990.
- Perels, Ernst, (hrsg.), *Die Briefe des Erzbischofs Hinkmar von Reims = Hincmari archiepiscopi Remensis epistolae* (Monumenta Germaniae historica; Epistolae 8, 1. Epistolae Kalolini aevi ; 6) München, 1985.

邦語文献

- 阪西紀子「中世アイスランドの私有教会制度」比較法史学会編『歴史と社会のなかの法』（比較法史研究—思想・制度・社会2）, 未来社, 1993年, 233-276頁
- 山田欣吾「カロリinger時代の十分の一税」同『教会から国家へ——古相のヨーロッパ——』（西洋中世国制史の研究; 1）, 創文社, 1992年, 85-181頁
- 吉田道也「私有教会聖職者とフランク国王の立法」『法政研究』16 (1949) 151-215頁

欧語文献

- Devisse, Jean, *Hincmar, archevêque de Reims, 845-882* (Travaux d'histoire éthico-politique; 29), Genève, 1975-1976.
- Dopsch, Alfons, *Wirtschaftliche und soziale Grundlagen der europäischen Kulturentwicklung, aus der Zeit von Caesar bis auf Karl den Großen*, L. W. Seidel, 1918-1920. (邦訳：アルフォンス・ドプシュ（野崎直治, 石川操, 中村宏訳）『ヨーロッパ文化発展の経済的社会的基礎：カエサルからカール大帝にいたる時代の』（名著翻訳叢書）, 創文社, 1980年）
- Hartmann, Wilfried, "Der rechtliche Zustand der Kirchen auf dem Lande : Die Eigenkirche in der fränkischen Gesetzgebund des 7-9 Jahrhunderts," in : *Cristianizzazione ed organizzazione ecclesiastica delle campagne nell'alto medioevo : espansione e resistenze : 10-16 aprile 1980* (Settimane di studio del Centro italiano di studi sull'alto Medioevo ; 28) Spoleto, 1982, S. 397-441.
- Herzog, Johann Jakob, *Realencyklopädie für protestantische Theologie und Kirche*, Graz,

1969–1971.

- Patzold, Steffen, “Den Raum der Diözese Modellieren, zum Eigenkirchen-Konzept und zu den Grenzen der Potestas Episcopalis im Karolingerreich,” in : Philippe Depreux et al. (dir.), *Les élites et leurs espaces : mobilité, rayonnement, domination (du VI^e au XI^e siècle)* (Collection Haut Moyen Âge ; 5) Turnhout, 2007, S. 225–245.
- , “Die Bischöfe im karolingischen Staat. Praktisches Wissen über die politische Ordnung im Frankenreich des 9. Jahrhunderts,” in : Stuart Airlie et al. (hrsg.), *Staat im frühen Mittelalter* (Denkschriften/ Österreichische Akademie der Wissenschaften, Philosophisch-Historische Klasse ; Bd. 334) (Forschungen zur Geschichte des Mittelalters ; Bd. 11), Wien, 2006, S. 133–162.
- van Rhijn, Carine, *Shepherds of the Lord : priests and episcopal statutes in the Carolingian period* (Cultural encounters in late antiquity and the Middle Ages ; v. 6) Turnhout, 2007.
- Schrörs, Heinrich, *Hinkmar, Erzbischof von Reims : sein Leben und seine Schriften*, Hildesheim, 1967.
- Sot, Michel, *Un historien et son église au X^e siècle : Flodoard de Reims*, Paris, 1993.
- Stone, Rachel, and West, Charles, (ed.), *Hincmar of Rheims : life and work*, Manchester 2015.
- Stutz, Ulrich, *Die Eigenkirche als Element des mittelalterlich-germanischen Kirchenrechts*, Berlin, 1895 ; Sonderausgabe von Feine, H. F., (Libelli ; Bd. 28), Darmstadt, 1955. (邦訳 : ウールリッヒ・シュトゥッツ「私有教会——中世的・ゲルマン的教会法の要素——」同 (増淵静四郎・淵倫彦訳)『私有教会・教会法史』(歴史学叢書), 創文社, 1967年, 1-57頁)
- , *Geschichte des kirchlichen Benefizialwesens : von seinen Anfängen bis auf die Zeit Alexanders III.*, Aalen, 1961.
- Wood, Susan, *The proprietary church in the medieval West*, Oxford ; New York, 2006.